清水町こども医療費助成制度のご案内

こども医療費助成制度は、０歳から 18 歳までのお子さんが、病気やケガで医療機関を利用したときの医療費を助成するものです。

１　助成の対象と対象者

①　助成の対象は、保険診療の自己負担分（２割または３割）
（入院の場合は、入院時食事療養費を含む）

②　対象者は、清水町に住所のある０歳から 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までのこども

◆こども医療費助成の受給者の対象にならない方

ア）　清水町に住所を有しない方

イ）　健康保険の資格がない方

受給対象者以外の方が誤って医療費助成を受給した場合は、助成額の返還をしていただくことになりますので御注意ください。

２　受給者証の使用方法等

医療機関を受診する際、受給者証を健康保険証等と一緒に医療機関窓口に毎回提出してください。（受給者証が使用できるのは静岡県内の医療機関のみです。）

３　窓口負担額

①　入院の場合　無料（入院時食事療養費標準負担額を含む。）

②　通院の場合　無料（処方箋による薬局での調剤を含む。）

受給者が窓口で支払う負担金はありません。ただし保険適用外の費用(入院証明書料、予防接種、薬容器代、おむつ代、外来紹介状が必要な病院の紹介なし患者負担額、差額ベッド代等)は対象外です。

４　医療費が高額になったとき

受給者証を使用して受診した医療費が高額療養費の対象となる場合、健康保険の保険者から支給される高額療養費は清水町が助成した医療費に対するものであるため、町が受領することとなります。

受給者等に代わって町が保険者に対し、高額療養費の申請を行います。該当になる場合は、町から申請に必要な書類のご案内をしますのでご協力をお願いします。

５　届け出が必要なとき

①　住所、氏名等の記載事項に変更があったとき（受給者証が必要です。）

②　加入健康保険が変更したとき（健康保険の情報が確認できる書類が必要です。）

③　受給者証を紛失等したとき（健康保険の情報が確認できる書類が必要です。）

※健康保険の情報が確認できる書類（下記のいずれか１点が必要です。）

- 健康保険証
- 健康保険の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
- マイナポータルの保険情報が確認できる画面

６　払戻しの申請（償還払）

◆下記に該当する場合には、払戻しの申請をしてください。保険診療の該当にならない医療費は対象になりません。

- 静岡県外の医療機関で受診したとき
- 受給者証を医療機関の窓口で提示できなかったとき
- 小児慢性特定疾病医療、自立支援医療及び療育医療等の公費負担医療の受給者証で受診したとき
- 保険給付の対象となる医療用補装具等を購入したとき
- 健康保険証等を提示できずに 10 割負担で受診したとき

＜申請の方法＞

必要書類をご用意のうえ、役場こども未来課で申請してください。

受診日から１年を経過した場合は、申請ができなくなりますのでご注意ください。

＜必要書類等＞

①　領収書原本

②　お子さんの健康保険の情報が確認できる書類

③　こども医療費受給者証

④　保護者名義の預金通帳（初回のみ登録が必要です。）

上記以外に

⑤　小児慢性特定疾病医療等の場合は、公費負担医療受給者証・負担上限月額管理表

⑥　高額療養費に該当する場合は、保険者が発行した高額療養費支給通知書等

⑦　補装具の場合は、医師の意見書（指示書）、保険者が発行した保険給付通知書等

⑧　10 割で受診した場合は、保険者が発行した保険給付通知書等

※⑥～⑧に該当する場合、

- 健康保険の保険者から給付を受けた後に申請をしてください。
- 必要書類のうち保険者に原本を提出する書類は、コピーをとっておいてください。

７　注意事項

- 学校などでケガなどをされた場合、日本スポーツ振興センターなどの公的機関より災害共済給付金が支給されますので、こども医療費受給者証は使用せずに、健康保険証等のみで受診してください。
- 交通事故などの第三者行為によるケガなどの治療に該当する場合にも、こども医療費受給者証の使用はできません。
- 受給者証は 18 歳まで使用しますので大切に扱ってください。

※　夜間、急な発熱、ケガなどでお困りのとき、救急病院で受診するか迷っているとき、電話でアドバイスが受けられます。

静岡こども救急電話相談　＃８０００または　054-247-9910

相談時間：毎日 24 時間

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

清水町役場 こども未来課 子育て支援係 TEL ０５５－９８１－８２１５